

強制労働の効果的な廃止のための補足的な措置に関する勧告（第二百三号）

（政府仮訳）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千十四年五月二十八日にその第百三回会期として会合し、

千九百三十年の強制労働条約の二千十四年の議定書（以下「議定書」という。）を採択し、

千九百三十年の強制労働条約（第二十九号）（以下「条約」という。）の実施における間隙に対処するた

めの提案の採択を決定し、並びに前記の会期の議事日程の第四議題に従い、強制労働の効果的かつ持続的な

廃止を実現するために防止、保護及び救済（補償、リハビリテーション等）の措置が必要であることを再確

認し、

その提案が条約及び議定書を補足する勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告（引用に際しては、二千十四年の強制労働（補足的な措置）勧告と称することができる。）を二

千十四年六月十一日に採択する。

1 加盟国は、使用者団体及び労働者団体並びに他の関係する団体と協議の上、必要に応じて次の事項を定

め、又は強化すべきである。

(a) 防止、保護、救済（被害者に対する補償等）の利用及び加害者への制裁を通じてあらゆる形態の強制労働の効果的かつ持続的な廃止を実現するために性及び児童に配慮した取組方法を用い、かつ、期限が定められた国内政策及び行動計画

(b) 国内政策及び行動計画の策定、調整、実施、監視及び評価を徹底するための労働監督機関、司法機関及び強制労働に係る国の機関その他の制度上の仕組み等の権限のある機関

2 (1) 加盟国は、進捗状況の評価を可能とするため、強制労働の性質及び範囲に関する性別、年齢、国籍等の関連する特性ごとの信頼性のある公平かつ詳細な情報及び統計データを定期的に収集し、分析し、及び利用することができるようになるべきである。

(2) 個人情報に関するプライバシーについての権利は、尊重されるべきである。
防止

3 加盟国は次の事項を含む防止措置をとるべきである。

(a) 労働における基本的な原則及び権利を尊重し、促進し、かつ、実現すること。

(b) 危険にさらされている労働者が労働者団体に参加することを可能にするための結社の自由及び団体交渉の推進

(c) 強制労働に対するぜい弱性を高める差別と戦うための計画

(d) 児童が強制労働の被害者となることに対する保護として、児童労働に対処し、及び少年少女の教育の機会を促進するための提案

(e) 議定書及び条約の目的を実現するための措置をとること。

4 加盟国は、自国の事情を考慮して、次のような最も効果的な防止措置をとるべきである。

(a) 強制労働に対する労働者のぜい弱性の根本的原因への対処

(b) 強制労働の被害者となる危険性の最も高い人々が、特に詐欺的又は不当な募集及び雇用の慣行から自らを保護する方法、労働における自らの権利及び責任並びに必要な場合に支援を受ける方法について周知することを対象とする意識の向上のための活動

(c) 強制労働の禁止を侵害したことに対する制裁を対象とする意識の向上のための活動

(d) 危険にさらされている人々の雇用の可能性並びに収入を得る機会及び能力を増大させるための技能

の訓練計画

- (e) 雇用関係に関する国内法令が経済のあらゆる部門を対象とすること及びそれらが効果的に執行されることを確保するための措置。雇用条件に関連する情報については、適当な、検証可能な及び容易に理解することができる方法により、並びに可能な場合には国内法令又は労働協約に基づく書面による契約に明記すべきである。
- (f) 強制労働に対するぜい弱性を軽減させるため、二千十二年の社会的な保護の土台勧告（第二百二号）に規定する国内における社会的な保護の土台の一部を形成する基本的な社会保障
- (g) 移民が国外における労働及び生活についてより良く準備し、強制的な労働状態のための人身取引について認識し、並びに理解を深めることができるようにするための出発前及び到着の際の適応のための指導及び情報提供
- (h) 特定の移民（非正規の状況にある者を含む。）の集団が直面する危険を考慮し、及び強制的な労働状態をもたらす可能性のある状況に対処する雇用、移民労働政策その他の一貫した政策
- (i) 正規のかつ安全な移住を促進し、及び人身取引を防止するための関連する政府機関による他国の関

連する政府機関と連携した取組（労働者の募集に従事する者及び職業仲介事業者を規制し、認可し、及び監視するため並びに負債による奴隷その他の経済的な強制の形態を防止するために労働者に対する就職の仲介料の請求を排除するための連携した取組を含む。）の促進

(j) 条約に基づく強制労働を廃止するための義務の履行に当たり、使用者及び企業がその事業又は製品、サービス若しくは直接的に関連する事業における強制労働の危険を特定し、防止し、緩和し、及びそれに対処する方法を説明する効果的な措置をとるための指針及び支援の提供

保護

5 (1) 強制労働の被害者を特定し、及び解放することを対象とする取組を実施すべきである。

(2) 強制労働の被害者に対して保護措置を提供すべきである。これらの措置については、被害者が刑事手続その他の手続に協力する意思を有することを条件として実施すべきではない。

(3) 加害者の特定及び処罰に関して被害者の協力を奨励するための措置をとることができる。

6 加盟国は、強制労働の被害者を支援し、及び援助するために労働者団体その他の関係団体が果たす役割及び能力を認識すべきである。

7 加盟国は、自国の法制の基本原則に従い、強制労働の対象となったことの直接の結果として不法な行為への関与を強要された強制労働の被害者について、権限のある機関が訴追せず、又は刑罰を科さない権限を与えられることを確保するため、必要な措置をとるべきである。

8 加盟国は、労働者の募集に従事する者及び職業仲介事業者による不当な取扱い及び詐欺行為を撤廃するために次のような措置をとるべきである。

- (a) 労働者に対する就職の仲介料の請求の排除
- (b) 雇用条件及び労働条件を明確に説明する透明性のある契約書の要求
- (c) 適正なかつ利用しやすい不服申立ての制度の確立
- (d) 適正な刑罰を科すること。
- (e) これらの役務の規制又は認可

9 加盟国は、自国の事情を考慮して、即時の援助並びに長期的な回復及びリハビリテーションについて、全ての被害者のニーズを満たす次のような最も効果的な保護措置をとるべきである。

- (a) 強制労働の被害者並びに、適当な場合には、家族及び証人の安全を守るための合理的な努力（関連

する国内法令に基づく被害者の権利の行使又は法的手続への協力に対する脅迫及び報復からの保護を含む。）

(b) 適正かつ適当な収容施設

(c) 強制労働の被害者（性的暴力を受けた者を含む。）に対する医学的及び心理的援助並びに特別なリハビリテーションとしての処置の提供を含む保健

(d) 物的支援

(e) 私生活及び身元関係事項の保護

(f) 社会的及び経済的援助（教育及び訓練の機会の利用並びに適切な仕事に就くことを含む。）

10 強制労働の対象となった児童の保護措置には、当該児童の特別の必要及び最善の利益を考慮すべきであり、また、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第八十二号）に規定する保護に加えて、次の事項を含めるべきである。

(a) 年少少女が教育を受ける機会

(b) 適当な場合には、後見人その他の代理人の任命

(c) 年齢が不確実な者について、当該者が十八歳未満であると信ずるに足りる理由がある場合には、年齢が確認されるまでの間の未成年としての地位の推定

(d) 児童を家族と再会させるための取組又は当該児童にとって最善の利益となる場合には、家庭を基本とする養護の提供

11 加盟国は、自国の事情を考慮して、強制労働の対象となった移民（自国の領域内における法的地位のいかんを問わない。）に対し、次の措置を含む最も効果的な保護措置をとるべきである。

(a) 当該移民が保護措置及び法的手続への参加に関連して情報に基づく意思決定を行うことを可能にするため、熟考し、及び回復する期間を与えること。当該期間においては、当該移民が強制労働の被害者であると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該加盟国の領域にとどまることが認められる。

(b) 一時的又は永続的な在留許可の付与及び労働市場への参加

(c) 安全なかつ可能な場合には任意の送還の促進

補償、裁判の利用等の救済

12 加盟国は、強制労働の全ての被害者が裁判並びに適當かつ効果的な救済（人的及び物的な損害の補償

等）を利用することができることを確保するため、次のような措置をとるべきである。

- (a) 国内法令及び国内慣行に従い、全ての被害者が被害者自身により又は代理人を通じて救済（補償、損害賠償等）を追求するために裁判その他の解決のための仕組みの効果的な利用を確保すること。
- (b) 被害者が、加害者に対して補償及び損害賠償（未払賃金及び社会保障給付のための法令上の拠出金を含む。）を請求することができるようにすること。
- (c) 適當な既存の補償制度の利用を確保すること。
- (d) 被害者の法律上の権利及び利用可能なサービスに関する情報及び助言を当該被害者が理解することができる言語で提供し、並びに法律上の援助（無償であることが望ましい。）を利用することができるようにすること。
- (e) 加盟国において発生した強制労働の全ての被害者（自国民であるか外国人であるか及びその所在又は当該加盟国における法的地位のいかんを問わない。）が、適當な場合には、簡易な手続上の要件に基づき当該加盟国において適當な行政上、民事上及び刑事上の救済を追求することができるようにす

ること。

執行

13

加盟国は、国内法令その他の措置の執行を強化するため次のような措置をとるべきである。

(a) 労働監督機関等の関連する当局に対し、強制労働の防止及びその被害者の保護のために法律を効果的に執行し、他の機関との協力を可能にするため、必要な権限及び資源を与え、並びに訓練を行うこと。

(b) 国内法令に従い、制裁のほか、強制労働から得た利益、他の資産の没収等の刑罰を賦課すること。

(c) 条約第二十五条及び(b)の規定を適用するに当たり、強制労働の使用の禁止に違反したことについての責任を法人に負わせ得ることを確保すること。

(d) 被害者を確認するための取組（労働監督官、法執行機関、社会福祉活動に従事する者、出入国管理職員、検察官、使用者、使用者団体及び労働者団体、非政府機関並びに他の関連する者が使用するための強制労働に係る指標の作成を含む。）の強化

国際協力

14 強制労働の効果的かつ持続的な廃止の達成において相互に援助すべき加盟国間並びに加盟国と関連する

国際機関及び地域機関との間の国際協力については、次のような事項が強化されるべきである。

- (a) 刑事法の執行に加えて労働に関する法令の執行機関の間における国際協力の強化
- (b) 国家行動計画並びに国際的な技術協力及び援助のための資源の動員
- (c) 法律上の相互援助
- (d) 強制労働の使用に対処し、及び防止するための外交官による協力
- (e) 技術的な相互援助（情報の交換並びに強制労働との戦いにおける良好な慣行及び教訓の共有を含む。）